

# 歯周疾患と歯科疾患管理料

11

社保研究部

歯管の病名に歯周疾患が含まれる場合の返戻が多いので整理したい。

歯管は、1口腔単位で全ての疾患を診断し、治療計画を立て、患者の同意を得てた上で、文書提供を継続している場合に算定できる。そして、歯周疾患の治療計画策定および病状安定の判断には、歯周組織検査が不可欠となる。また、今年1月末に発出された事務連絡通知では、GAで切開した当日はP検査が算定できないと明記されたため、初診日に切開した場合、その日は歯管の算定ができない。

さて、混合歯列期、乳歯列期の歯周治療と歯管との関係については、下記の通知が10月末に発出された。歯周ポケット測定の必要性が乏しい場合であっても、ポケット測定以外の歯周組織検査を実施し、治療計画を立案する必要があると強調された。

歯科疾患管理料の取扱いについて  
（厚労省保険局医療課事務連絡 2009年10月29日）

当該管理料は、継続的な口腔管理が必要な患者に対し、患者又は家族の同意を得て管理計画書を作成し、その内容について説明を行った上で初診日から起算して1月以内に管理計画書を提供した場合に当該管理料（1回目）を算定し、2回目以降の当該管理料については、1回目の当該管理料を算定した患者に対して継続管理計画書を作成し、その内容について説明を行った上で当該計画書を提供した場合に算定する取扱いとなっていること（2回目以降の当該管理料に係る計画書については、前回の管理計画書の提供日から起算して3月を超える日までに1回以上提供すること）。

また、歯周病に罹患している患者に管理計画書を作成する場合は、歯周組織検査を実施し、その結果を踏まえた上で管理計画書を作成することとなっていること。なお、混合歯列期又は乳歯列期の患者に対する歯周組織検査については、歯科医学的に歯周ポケット測定の必要性が乏しいと判断される場合であっても、歯周ポケット測定以外の歯周組織検査項目の実施が必要であること。

したがって、管理計画書による患者への情報提供がない場合や歯周組織検査（混合歯列期又は乳歯列期の患者に対する歯周組織検査を含む。）を実施せずに歯周疾患に罹患している患者に対して管理計画書（1回目）を交付している場合には、当該管理料の算定を行うことはできない取扱いとなっていること。

切開と同日の歯周組織検査が算定できないので、歯周治療を継続する場合は歯管が算定できない。

2回目以降の文書提供は3カ月に1回以上の間隔だが、歯周組織検査により症状の安定を確認したときは文書提供が必要。

摘要欄：「前回歯清9月」

治療計画に基づく一連の治療が終了した日から2カ月以内に外傷等で来院した場合は再度初診料が算定できる。ただし、当初の初診日から1カ月以上経過していなければならない。摘要欄に「2009年8月31日初診。計画治療終了後、外傷による歯牙ハセツのため再初診算定」など、当初の初診日と改めて初診料を算定した理由を記載する。

| 部 位               | 傷 病 名           | 診療開始日     |
|-------------------|-----------------|-----------|
| 6                 | P 急発, G A       | 21年8月31日  |
| $\frac{7+7}{5+7}$ | P <sub>1</sub>  | 21年9月3日   |
| 7 6               | P <sub>2</sub>  | 21年9月3日   |
| 1                 | 外傷性歯牙ハセツ, P u l | 21年12月18日 |
| 〔主訴〕奥歯が腫れていた      |                 |           |
| 〔所見〕7 6 骨縁下ポケットあり |                 |           |

| 月 日                | 部 位               | 療 法 ・ 処 置                | 点 数 |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-----|
| 8 / 31             |                   | 初診                       | 182 |
|                    | 6                 | G A 切開                   | 180 |
|                    |                   | 浸麻（O A + 2 %キシロカイン1.8ml） | ／   |
|                    |                   | 処方せん                     | 68  |
|                    |                   | ㊦サワシリンカプセル250 3 C × 3 日分 | ／   |
|                    |                   | ㊦ポンタール錠250mg 3 T × 3 日分  | ／   |
| 8 月 分 1 日 分 430点   |                   |                          |     |
| 9 / 3              |                   | 再診                       | 40  |
|                    | $\frac{7+7}{7+7}$ | パノラマX - R a y （オルソ）      | 317 |
|                    |                   | 全顎に水平的歯槽骨の吸収を認む。7 6部著明。  | ／   |
|                    |                   | P 基検<検査結果略>              | 200 |
|                    |                   | 歯管<文書提供>                 | 130 |
|                    |                   | 歯清                       | 60  |
|                    |                   | 急発部の症状落ち着き、同意を得て治療計画策定   | ／   |
| 9 / 9              |                   | 再診                       | 40  |
|                    | $\frac{7+7}{7+7}$ | S C (62+42×5)            | 272 |
| 9 / 18             |                   | 再診                       | 40  |
|                    | $\frac{7+7}{7+7}$ | P 基検<検査結果略> (200×50／100) | 100 |
|                    | $\frac{7-4}{7-4}$ | S R P (62×4+64×4)        | 504 |
| 9 / 28             |                   | 再診                       | 40  |
|                    | $\frac{4-7}{4-7}$ | S R P (62×4+64×4)        | 504 |
| 9 月 分 4 日 分 2,247点 |                   |                          |     |
| 10 / 13            |                   | 再診                       | 40  |
|                    |                   | 歯管                       | 110 |
|                    | 3 + 3             | S R P (58×6)             | 348 |
| 10 / 23            |                   | 再診                       | 40  |
|                    | 3 + 3             | S R P (58×6)             | 348 |
| 10 月 分 2 日 分 886点  |                   |                          |     |
| 11 / 2             |                   | 再診                       | 40  |
|                    | $\frac{7+7}{7+7}$ | P 基検<検査結果略>              | 200 |
|                    |                   | 歯管<症状安定につき治療計画終了：文書提供>   | 110 |
|                    |                   | 歯清                       | 60  |
| 11 月 分 1 日 分 410点  |                   |                          |     |
| 12 / 18            |                   | 初診                       | 182 |
|                    | 1                 | X - R a y （D）1 F         | 48  |
|                    |                   | 歯髄近くまでハセツ線を認む。露髄の恐れあり    | ／   |
|                    |                   | 浸麻（O A + 2 %キシロカイン1.8ml） | ／   |
|                    |                   | う蝕処置                     | 16  |
|                    |                   | 直覆罩（ダイカル）                | 120 |
|                    |                   | 歯管<文書提供>                 | 130 |
|                    |                   | 1カ月の経過観察後に修復処置する旨の同意を得る  | ／   |
| 12 月 分 1 日 分 496点  |                   |                          |     |